

あなたの疑問にお答えします 裁判員制度へのQ&A

Q 導入されることにより、何が変わりますか？

A 法律の専門家ではない皆さんが刑事裁判に参加することによって、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながる事が期待されています。

Q 裁判員は、どんな事件に参加するのですか？

A 殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火事件などの重大事件です。

Q 裁判員はどうやって選ばれますか？

A 20歳以上の皆さんの中から、毎年、抽選で候補者を選び名簿を作ります。この名簿の中から、事件ごとに裁判所で

くじにより候補者を選び、選任手続によって裁判員が選ばれます。

Q 裁判員は何をするのですか？

A 裁判官3人と裁判員6人が一緒に、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きしたうえで、被告人が有罪かどうか、また、有罪であるとしたら、どのような刑が適当かを議論して決めます。

Q 何だか難しいようなので、裁判員を辞退したいのですが？

A 広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。

ただし、学生や70歳以上のかたは辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められたかたも辞退することができ、また、「自身にとっても重要な仕事があ

り、ご自身が処理しなければ、著しい損害が生じると裁判所が認めた場合は、辞退が認められます。

いずれにせよ、個々のケースで辞退が認められるかどうかは、候補者から具体的な事情を伺ったうえで、各裁判所が判断します。

Q 裁判員に選任されるとどのくらいの期間、裁判所へ行かなければならないのですか？

A 多くの裁判は数日間で終わります。裁判所としても充実した裁判を行い、裁判員に選ばれた皆さんの負担を軽くするように努力します。

Q 裁判員や候補者に選ばれる確率はどれくらいですか？

A 全国での試算になりますが、裁判員等に選ばれるかたは、約3500人に1人と見込まれています。なお、事件ごとに裁判員候補者として

裁判所に来ていただくかたは、約300～600人に1人程度となります。

Q 法律を知らない私でも大丈夫ですか？

A 裁判員の仕事をしていただくのに必要な知識、例えば、裁判員の権限や刑事裁判の基本的なルール、法律の内容などは、裁判官が丁寧に分かりやすく説明しますので、ご安心ください。

Q 仕事を休んで遠くから出かけるので、経済的な補償はしてもらえますか？

A 旅費や日当などが支給されます。なお、法律によって裁判員の職務を行うのに必要な時間は職場を離れることが認められています。

また、雇用主は、裁判員の職務を行うために休暇を取得したことなどを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

皆さんに裁判員制度の意義を理解していただけるよう、裁判所や検察庁では、次のような広報活動を行っています。町内会やPTAなどの集会や研修などにご利用ください。

広報用ビデオ「評議」を貸し出します

この映画は、ある殺人未遂事件の裁判員に選ばれたごく普通の市民が、戸惑いながら刑事裁判に参加し、裁判官と共に評議を重ね、判決にいたるまでの経過をドラマ仕立てで映画化したものです。

申・問 秋田地方裁判所大館支部

☎42-0017

「評議」あらすじ

被告人の中原と朝倉とは学生時代からの親友。ところが、朝倉が被告人の婚約者と関係を持ったことを知った被告人は、ナイフで朝倉にけがを負わせてしまいます。この事件で被告人は殺人未遂罪で起訴されました。

裁判を担当することになったのは、町工場経営者、サラリーマンら6人の裁判員と3人の裁判官。そして、「評議」が始まります…。

講師を派遣します

裁判員制度の説明や講義をご希望のかたに、講師を派遣しています。説明する時間は、ご希望により調整します。

申・問 秋田地方検察庁企画調査課

☎018-862-5584

広報用DVDを貸し出します

わかりやすく説明したDVD(ビデオもあります)

「裁判員制度 - もしあなたが選ばれたら - 」を無料で貸し出しています。

裁判員に選ばれた一般のかたの困惑や、裁判官と一緒に裁判を評議する6人の裁判員の姿をドラマチックに描いたものです。(中村雅俊、西村雅彦、加藤夏希出演)

申・問 秋田地方検察庁企画調査課

☎018-862-5584

刑事裁判を傍聴できます

実際の刑事裁判を傍聴してみませんか。裁判の日程などのため、事前に実施日の打ち合わせが必要です。

申・問 秋田地方検察庁企画調査課

☎018-862-5584